

図書館利用規定

図書館は次の規定により活動が行われるので、利用者は規則をよく守り、有効に利用してもらいたい。

(1) 開館と閉館

- ① 開館は平常授業日とする。
- ② 長期休業中の開館日はその都度指示する。
- ③ 開館は、原則昼放課と授業後とする。

(2) 利用者

本校生徒・職員に限る。

(3) 館内閲覧

- ① 自由に書架より取り出して館内にて閲覧してよいが、取り出した資料は必ずもとの場所へ自分で返却する。
- ② 館内には貴重品、筆記用具は持ち込めるが、読書や学習に必要なもの以外は持ち込んではいない。
- ③ 他人に迷惑になる行為があった場合は、退館してもらうことがある。
- ④ 館内での食事は禁止する。
- ⑤ 清潔・整頓を心掛ける。
- ⑥ 係・職員の指示を守る。

(4) 館外閲覧

- ① 館外閲覧は必ず貸出し手続きを受ける。
- ② 「館内」ラベル貼付図書は貸出しできない。
- ③ 貸出し期間は1週間以内とし、一度に貸出しできる図書は3冊以内とする。
- ④ 貸出しは、本人がその図書を受付に持参して、手続きを受ける。
- ⑤ 返却は、返却予定日もしくはそれ以前に、受付に本人が持参し、手続きを受ける
- ⑥ 継続貸出しは、返却予定日以前に持参し、受付で手続きを受ける。継続貸出し期間は1週間以内とする。ただし、返却予定日を経過したものは継続貸出しできない。
- ⑦ 破損、汚損、紛失の場合は係に申し出る。原則として現物で弁償することとする。

(5) 長期貸出し

- ① 夏季・冬季休業中に長期貸出しを行う。
- ② 5冊まで貸し出し、詳細はその都度指示する。